

仕様書

1 件名

ハイパフォーマンス・サポート事業におけるアスリート支援の委嘱

2 概要

スポーツ庁が委託する「ハイパフォーマンス・サポート事業」（以下、「HPS 事業」という。）では、次期オリンピック・パラリンピック競技大会で我が国のアスリートがメダルを獲得できるよう、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度なサポートを提供する体制を構築し、スポーツ庁が定める重点支援競技のアスリートに対して戦略的・包括的な支援を実施する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）が HPS 事業を受託した際には、その一環として、国内各中央競技団体（以下、「NF」という。）が実施する強化活動に帯同し、専門的知識を最大限活用した上で、主体的かつ効果的に行う支援活動を委嘱するもの。

3 業務内容

国内外で NF が実施する競技力向上に関する強化活動（競技大会、トレーニング、合宿等）に帯同し、以下のいずれか又は複数の分野において、専門的知識を最大限活用した効果的なサポート活動業務（以下、「本業務」という。）を行うもの。本業務の実施に必要な JSC への報告書等の作成も含む。

| 分野 | 内容 |
|-----------|---|
| コンディショニング | コンディショニング、リハビリテーションを目的としたエクササイズ、ケアの提供 |
| トレーニング | 障害予防、パフォーマンス向上を目的としたエクササイズの提供 |
| 栄養 | 体組成チェック、栄養相談、栄養調査・分析 |
| 心理 | メンタルマネジメント技法の提供、心理カウンセリング |
| 映像 | トレーニング、競技会における映像の撮影とフィードバック、映像データベースの構築 |
| バイオメカニクス | パフォーマンス分析、動作分析 |
| 生理・生化学 | 生理学的モニタリング、体組成チェック |

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※契約期間中、本業務のうち個別の強化活動に対する業務が発生するごとに JSC が被委嘱者に対し業務の実施の可否を確認し、被委嘱者が同意した場合に当該業務を委託することとする。

5 特記事項

(1) 被委嘱者は、本業務を JSC と被委嘱者との間の業務委託契約書及び本仕様書に基づいて実施する。また、本業務の遂行に当たっては、別に定める「令和 8 年度ハイパフォーマンス・サポート

事業受託者業務ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）の記載内容を遵守し、これに基づき活動開始前から活動開始後までの一連の活動を行うこと。

(2) なお、ハンドブックの記載内容については、JSC において必要だと判断した場合、被委嘱者に通知の上、変更することがある。

6 一般事項

(1) 業務実施に当たっては、JSC 担当職員との連絡調整を密に図ること。

(2) 本業務の趣旨に鑑み、本業務の履行に必要と認められる事項は、ハンドブック記載の範囲内において、被委嘱者の裁量で実施すること。

(3) 本件において知り得た情報を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用しないこと。被委嘱者の過失により、情報及び機密に関する情報の漏洩等が発生した場合は被委嘱者が一切の責任を負い、補償するものとする。

(4) JSC 担当職員への活動単位ごとの活動報告をもって、本業務のうち当該活動が完了したものとする。

(5) その他、本仕様書及びハンドブックの内容に関して疑義が生じた場合は、JSC 担当職員と協議の上解決すること。

(6) ハンドブックは被委嘱者の決定過程において、契約書締結までに JSC から被委嘱者に提示する。